

市立病院 だより

①



院長 國枝 保幸

今号から新コーナーとして、市立稚内病院の國枝保幸院長から市民の皆さんへメッセージを紹介します。

市立稚内病院が行っている地域医療に果たす役割と、市立稚内病院の診療科について毎月ご紹介していきます。

が暮らしています。これは、あくまで行政区域の話です。稚内から日本海沿いに南下すると留萌、内陸を国道40号で行くと名寄、オホーツク海沿いに走れば紋別、そこまで総合病院はありません。

つまり大雑把に言えば稚内から半径90キロメートルの地域が、宗谷の医療圏といふことになります。市立稚内病院は、この地域唯一の総合病院であり、1年365日年中無休で、この地域住民の命を守る「砦」なのです。（つづく）

市立稚内病院庶務課
☎ 23-2771

宗谷の医療圏
稚内、枝幸、中川、遠別、音威子府、名寄、土別、留萌

宗谷総合振興局は11市町村で構成され、面積にすると、京都府に匹敵する広大な地域に、約7万人の住民

いづれの都市も距離にすると約180キロメートル離れて

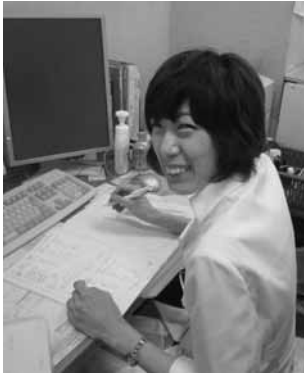
診療科紹介 「血液内科」

血液内科は、白血病・悪性リンパ腫・多発性骨髄腫などの悪性腫瘍や特殊な貧血、出血が止まりづらい病気などの診断・治療を専門としています。

平成25年度から北海道大学医学部付属病院血液内科教室から医師を派遣して頂いており、昨年度は、以前当院に勤務して下さった松岡里湖先生（写真下）に来ていただいています。

今年度から3人の先生に交替で診療に来て頂く予定です。

予約診療となっておりますので、まずは内科外来でご相談下さい。（当院は日本血液学会血液研修施設に認定されています。）



【宗谷の医療 26-1】

宗谷総合振興局は11市町村で構成され、面積にすると、京都府に匹敵する広大な地域に、約7万人の住民



特別障害者手当等の支給額が改定となります

4月から特別障害者手当等の支給額を改定します。この改定は、現在の支給額に含まれている、特例水準を平成25年から3年間で引き下げることが盛り込まれた、「国民年金法等の一

部を改正する法律」が平成24年11月に成立したことによるものです。手当の支給を受けるためには、市社会福祉課の窓口で認定請求の手続きが必要です。各種手当の対象者は次のとおりです。

ご存知ですか？ 児童手当



◆児童手当とは

家庭等における生活の安定と次世代の社会を担う児童の健全な成長のために、児童を養育している方に対して児童手当を支給しています。

- 対象／
中学校卒業まで（15歳の誕生日後の最初の3月31日まで）の児童を養育している方
- 支給について／
・ 毎年6月（2～5月分）、10月（6～9月分）、2月（10月～1月分）に受給者

名義の金融口座に振り込みます。手当の支給日は各支給月の5日です。（支給日が土曜日、日曜日、国民の祝日の場合は、その日よりの平日）

・ 3歳未満：1万5千円
・ 3歳以上小学校修了前：1万円（第3子以降は1万5千円）
・ 中学生：1万円
※所得制限があります。詳しくはお問い合わせください。

◆新規申請について

出生や転入などで児童手当の支給を受けるには申請が必要です。次の書類等を持参し、手続きをしてください。

- ・ 印鑑
- ・ 出生や転入などで児童手当の支給を受けるには申請が必要
- ・ 次の書類等を持参し、手続きをしてください。

父母及び18歳までの子どもの健康保険証の写し
・ 振込を希望する金融機関の通帳の写し
※世帯の状況に応じて、その他の書類の提出が必要になる場合があります。

必要書類が揃わない場合でも、出生・転入した日の翌日から15日以内に申請してください。申請が遅れると、手当が受けられない期間が生じる場合があります。

改定スケジュール

平成25年 10月分～	-0.7% (実施済み)
▶平成26年 4月分～	-0.7%
平成27年 4月分～	-0.3%

【特別障害者手当】
精神または身体に著しい障がいがあり、日常生活で常時特別な介護を必要とする在宅の20歳以上の方

【障害児福祉手当】
精神または身体に著しい障がいがあり、日常生活で常時特別な介護を必要とする在宅の20歳未満の方

【特別児童扶養手当】
精神または身体に中程度以上の障がいがあり、日常生活で常時介護を必要とする20歳未満の児童を養育（同居または監護）している方

各手当の改定額（月額）

手当の種類	3月分まで	4月分から
特別障害者手当	26,080円 ⇒ 26,000円	
障害児福祉手当	14,180円 ⇒ 14,140円	
経過的福祉手当	14,180円 ⇒ 14,140円	
特別児童扶養手当 1級	50,050円 ⇒ 49,900円	
特別児童扶養手当 2級	33,330円 ⇒ 33,230円	

問い合わせ先
市社会福祉課障がい福祉グループ
☎ 23-6453